

一般社団法人 日本臨床救急医学会

定 款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 当法人は 一般社団法人 日本臨床救急医学会 と称する。
- 2 当法人の英文名は、Japanese Society For Emergency Medicine と称し、略称は JSEM とする。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都中野区中野2丁目2番3号 に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、救急医学・救急医療の進歩、発展、普及を図り、国民全体の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会の開催
 2. 機関誌、論文、図書、研究資料の刊行
 3. 内外の関係団体との協力活動
 4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

- 第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する。

(基金を拠出者の募集)

- 第5条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会で別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

(代替基金の積立て)

- 第8条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

- 第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第2章 会員

(会員種類)

第10条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し、救急医療に関する診療・研究、看護、救助若しくは事業等に従事している者で、下記のいずれかに該当し、第11条に定める手続を完了した者とする。

1. 正会員 医師、看護師、救急隊員、その他の者で、当法人の目的に賛同し、所定額の会費を納めた者
2. 名誉会員 当法人のために特に功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
3. 功労会員 当法人のために功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
4. 組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）
第32条及び第3839条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消防機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める）
5. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第3839条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人

(入会)

第11条 当法人に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費をそえて、当法人事務所に申し込むものとする。

(会費)

第12条 会員は、各種会員の別に応じて細則に定める会費を支払わなければならない。
2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 2年以上会費を滞納したとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第14条 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を当法人事務所に提出しなければならない。

(除名または懲戒)

第15条 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為など、法令及び細則に定める事由に該当した会員を、除名または懲戒することができる。

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当法人の定款及び細則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 評議員

(評議員)

- 第16条 評議員は、細則にしたがい選任する。
- 2 評議員の任期は、選任された翌年度4月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。
 1. 会員の資格を喪失したとき
 2. 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき
 3. 満70歳に達したとき（期中に満70歳に達した場合は、当該事業年度の末日に資格喪失となるものとする）

第4章 社員

(社員資格)

- 第17条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。
- 2 社員の資格の取得については、前条第1項の規定を準用する。
 - 3 社員の資格の喪失については、第13条乃至第15条並びに前条第3項の規定を準用する。

(社員名簿)

- 第18条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当法人事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員及び役職)

- 第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。

理 事	11名以上 14 <ins>15</ins> 名以内
監 事	1名以上 2名以内
会 長	1名
次期会長	1名

- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。
- 3 副代表理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員の中から、細則の定めるところにしたがい社員総会の決議により選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 副代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 4 会長及び次期会長は、理事会の決議を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 会長及び次期会長の任期は、学術集会終結の日の翌日に始まり、次期学術集会終結の日に終わる。

(代表理事及び副代表理事)

- 第22条 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、法人の業務を執行する。

(監事)

- 第23条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、これを社員総会及び会員総会に報告する。このため監事は理事会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。

(会長及び次期会長)

- 第24条 会長は、学術集会を主宰する。
- 2 次期会長は、会長を補佐する。
 - 3 会長及び次期会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員報酬)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 会議及び委員会

(会議)

- 第26条 当法人には、会務を議するために次の会議を置く。
1. 理事会
 2. 社員総会
 3. 会員総会
 4. 学術集会

(委員会)

- 第27条 当法人には、その事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。
1. 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
 2. 委員会には、理事会の決議により担当理事をおく。
 3. 委員会の委員長は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
 4. 委員会の委員は、委員長及び担当理事の協議により選任し、代表理事が委嘱する。
 5. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続3期までとする。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(議事録)

- 第28条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果

を記載し、これを事務局に保管する。

第7章 理事会

- 第29条 当法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に4回開催する。
 - 3 前項の通常理事会において、代表理事及び副代表理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 1. 代表理事が必要と認めたとき
 2. 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
 3. 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第4項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求のあつた日から5日以内に、14日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

- 第31条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が事故により理事会に出席できない場合、あるいは出席したにもかかわらず議長の職務を行い得ない場合は、あらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれにあたる。
- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、決議することができない。
 - 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した代表理事並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 社員総会

(社員総会)

- 第33条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集する。臨時社員総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 社員総会を構成する社員は、社員に限る。
 - 3 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
2. 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

- 第34条 社員総会は、理事会決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第4項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
 - 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

- 第35条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。
 - 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
 - 4 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

- 第36条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第37条 社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は、会議の都度、出席者の互選によって選出する。

(議事録)

- 第38条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及びその会議において選任された理事2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第9章 会員総会

- 第39条 会員総会は、正会員、名誉会員、功労会員、組織会員及び賛助会員をもって構成する。
- 2 会員総会は、毎年1回、学術集会開催日に合わせて開催し、次の各号に掲げる項目について報告をうけるものとする。ただし、天災・疫病蔓延等により開催が困難である場合、または学術集会をインターネット等を使用した方式により開催する場合は、理事会決議に基づき、当法人のホームページに報告事項を掲載することで、会員総会の開催に代えることができる。
 1. 事業報告及び収支決算
 2. 事業計画及び収支予算
 3. その他

(招集及び議長)

- 第40条 会員総会は、会長が招集する。
- 2 会員総会の議長は、会長とする。

第10章 学術集会

第41条 学術集会は、毎年1回、会長が開催する。

- 2 学術集会において演者として発表する者、司会・座長を行う者は、会員でなければならない。

第11章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(計算書類)

第43条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書（正味財産増減計算書）
3. 事業報告書
4. 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第44条 当法人は、会員、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第12章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第45条 この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(合併等)

第46条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第47条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の分配)

第48条 当法人が解散等により清算するときにある残余財産は、各社員に分配しない。

- 2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第13章 附 則

(定款に記載のない事項)

第49条 この定款に記載のない事項は、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする。

附則1

1. 定款第16条第2項の変更については、施行日現在の現任評議員より適用するものとし、当該評議員の任期は、選任日より4年経過後に到来する3月31日（平成29年3月31日）までとする。
2. 本附則は、上記1の規定により現任評議員の任期が満了したときに、自動的に消滅するものとする。

以上

- ・この定款は、平成21年6月10日から施行する。
- ・この改正は、平成23年6月2日から施行する。
- ・この改正は、平成27年6月4日から施行する。
- ・この改正は、令和4年5月25日から施行する。
- ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。

一般社団法人 日本臨床救急医学会 定款施行細則

第1章 評議員

- 第1条 評議員は、評議員選出委員会（以下、選出委員会）が審査して選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第2条 選出される評議員の総数は、選出審査時における正会員数の概ね10%とする。
- 第3条 評議員になるための審査を受けようとする者（以下、評議員候補者）は、審査申請書類交付請求時において、本細則第4条の条件をすべて具備していなければならない。
- 第4条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりとする。
1. 連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
 2. 評議員1名の推薦があること。但し、再任の場合は不要とする。
 3. 救急医療に関して十分な業績、実績（論文、学会発表、役職等）を有していること。
 4. 全国消防長会推薦の評議員（10名）については、前3項を問わない。
- 第5条 1施設において、所属部署及び職種が同じ評議員は原則として2名迄とする。ただし任期中に、異動によりこれが3名以上となった場合は、この限りではない。
- 第6条 代表理事は、評議員の選出が行われる年の8月末以前に当法人ホームページに、次の各項を含む公告を掲載する。
1. 選出すべき評議員の総数
 2. 審査申請書類の交付請求締切期日
 3. 審査申請書類の受理締切日
 4. その他、立候補に必要な条件
- 第7条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送（書留）にて選出委員会に提出しなければならない。
- ### 第2章 評議員選出委員会
- 第8条 選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審議し、その結果を代表理事に報告する。
- 第9条 選出委員会は、以下により構成する。
1. 選出委員会の委員は8名とする。
 2. その内訳は、選出委員長1名、選出副委員長1名、選出委員6名とする。
- 第10条 選出委員会の構成者は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により決定する。
1. 選出委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
 2. 選出副委員長は、選出委員長が指名する。
 3. 選出委員は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第11条 選出委員の任期はいずれも2年とし、再任を妨げないが、連続して3期を越えることはできない。
2. 選出委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

第12条 選出委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。

1. 選出委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 選出委員に欠員が生じた場合は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第3章 評議員選出の手順

第13条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

1. 選出委員会は、選出委員長が招集する。
2. 選出委員会は、選出委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
4. 選出委員会の議長は、選出委員長が務める。
5. 選出委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
6. 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
7. 選出委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

第14条 選出委員会の審査の結果は、選出委員長が代表理事に報告する。

第15条 代表理事は、理事会の議を経て、評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

第16条 評議員再任候補者も、評議員候補者に関する手続にしたがうものとする。

第17条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

第4章 役員

第18条 当法人の理事及び監事の資格は、次のとおりとする。

1. 当法人の評議員であり、かつ会費を完納していること
2. 役員の任期満了に伴う改選の年の4月1日現在で、原則満65歳未満であること

第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。

- 2 選挙理事は9名以内、**非選挙理事は56名以内とする。**
- 3 本細則第20条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び第25条乃至第27条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の理事として選任される。
- 4 第28条乃至第31条の規定により選出された監事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の監事として選任される。

第5章 選挙理事の選出

- 第20条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。
- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。
- 第21条 代表理事は、選挙が行われる前年の12月末までに発行される当法人ホームページに、以下の各号を含む公告を掲載する。
1. 選挙理事立候補に必要な書類の種類
 2. 立候補書類の受理締切日
 3. 立候補書類の送付の仕方
 4. その他、その都度必要とされる手続の方法
- 第22条 選挙理事候補者になろうとする者は、前条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第23条 選挙理事は、選挙が行われる社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は5名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 選挙理事立候補者数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずには当該候補者を選挙理事とする。
- 第24条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第6章 非選挙理事の選考

- 第25条 各関係団体によって推薦された非選挙理事候補者について、非選挙理事選考委員会は合議し、非選挙理事を決定する。
- 第26条 非選挙理事選考委員会は、次に定める構成とする。
1. 委員には、選挙理事がなる。
 2. 委員長は、選挙理事の互選によって選出する。
- 第27条 監事は、非選挙理事選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 監事の選出

- 第28条 監事選出の公告は、本細則第21条に準じて代表理事が行う。
- 第29条 監事候補者になろうとする者は、本細則第21条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第30条 監事は、社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は、2名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 監事立候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずには当該候補者を監事とする。
- 第31条 監事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第8章 救急隊員の組織会員制

第32条 当法人は、正会員で構成されることを原則とするが、救急隊員の当法人への参加が円滑、円満に行われるために、次の各号により組織会員制を導入する。尚、この組織会員制は、救急隊員が個人的に会員になることを妨げるものではない。

1. 組織会員制は、各消防機関単位で行われる。
2. 登録された消防機関は、1口あたり4名として、その登録口数に応じて発表、司会（座長）ができる。ただし学会参加費は別途支払う。
3. 登録されていない消防機関からの発表者、司会者（座長）は、学術集会当日までに個人的に正会員申請する。
4. 消防機関の者で評議員になろうとする者は、正会員として登録しなければならない。
5. 組織会員となった消防機関は、1口あたり1冊として、その登録口数に応じて、学会雑誌を得ることができる。
6. 組織会員と正会員の学会参加費は、学術集会ごとに会長が定める。

第33条 学術集会において、次の場合は非会員でもよい。

1. 学術集会で発表する演者が、正会員若しくは組織会員となっている救急隊員である場合の共同演者となる救急隊員

第9章 除名または懲戒

第34条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会の決議によって、当該会員を除名または懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えるなければならない。

1. 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったとき。
2. 利益相反に関する指針ならびに細則に違反したとき。
3. 日本臨床救急医学会雑誌が定める投稿規定に対する重大な違反があったとき。
4. その他除名または懲戒する正当な事由があるとき。

2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。

1. 一定期間の学会活動停止
2. 厳重注意

3 本条に関する手続等は、別に定める「会員懲戒手続規則」によるものとする。

第9-10章 会計

第3435条 当法人の資産は、次のとおりとし、当会の事業を遂行するために必要な経費は、この資産をもって支弁する。

1. 会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

第3536条 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、代表理事が理事会及び社員総会において承認を求めなければならない。ただし、予算の議定に至る

までの間は、前年度の予算を踏襲する。

| **第3-6-37条** 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会及び社員総会の承認を経て、代表理事が会員総会に報告しなければならない。

| **第3-7-38条** 既納の金品は、返還しない。

| **第3-8-39条** 当法人会員の年会費は次のとおりとする。

1. 正会員 金 10,000 円
2. 賛助会員 金 50,000 円
3. 組織会員 1口 金 10,000 円
4. 名誉会員及び功労会員は会費の納入を必要としない

| **第1-0-11章 施行細則の改正**

| **第3-9-40条** 本施行細則の改正は、理事会及び社員総会の議決を経た上、会員総会に報告する。

附則 1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な社員総会の開催、評議員の出席が困難である場合には、本細則第23条及び第30条の規定にかかわらず、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び監事候補者の選挙を実施することができる。

以上

- ・この細則は、平成21年6月10日から施行する。
- ・この改正は、平成23年6月2日から施行する。
- ・この改正は、平成27年6月4日から施行する。
- ・この改正は、平成29年5月26日から施行する。
- ・この改正は、令和2年10月13日から施行する。
- ・この改正は、令和3年6月10日から施行する。
- ・この改正は、令和5年6月27日から施行する。
- ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。